

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

F-244 シロスタゾールとチクロピジン塩酸塩製剤(慢性動脈閉塞症等)の併用投与について

《令和 7 年 3 月 6 日新規》

○ 取扱い

慢性動脈閉塞症、閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症に対するシロスタゾール（プレタール OD 錠等）とチクロピジン塩酸塩製剤（パナルジン錠等）の併用投与は、原則として認められる。

また、以下の医薬品との複数投与も原則として認められる。

※ サルボグレラート塩酸塩（アンプラーグ錠等）、リマプロストアルファデクス錠（オパルモン錠等）、イコサペント酸エチルカプセル（エパデール S 等）、ベラプロストナトリウム錠（ドルナー錠等）

○ 取扱いの根拠

シロスタゾール（プレタール OD 錠）及びチクロピジン塩酸塩製剤（パナルジン錠等）は共に抗血小板薬である。前者の添付文書の作用機序に、「セロトニン放出を抑制するが、セロトニン、アデノシンの血小板への取り込みには影響を与えない。また、トロンボキサン A₂ による血小板凝集を抑制する」、「血小板及び血管平滑筋 PDE3（cGMP-inhibited phosphodiesterase）活性を選択的に阻害することにより、抗血小板作用及び血管拡張作用を発揮する」とされ、一方、後者は「血小板のアデニレートシクラーゼ活性を増強して血小板内 cAMP 産生を高め血小板凝集能・放出能を抑制する」とされており、両者の作用機序は異なる。

以上のことから、慢性動脈閉塞症、閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症に対するこれらの医薬品の併算定は、原則として認められると判断した。

また、同様に上記※に記載した抗血小板薬についても、それぞれの作用機序から、複数投与は原則として認められると判断した。